## 2018年度「勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請書」に係る道からの回答

# 1. 持続可能な社会づくりに向けた協同組合の促進・支援

要請項目

(1) 昨年11月、「協同組合において共通の利益を形にするという思想と実践」がドイツからの申請に基づき、ユネスコ無形文化遺産に登録された。このことは、持続可能な社会づくりに向けた協同組合の貢献に対する評価と協同組合の役割発揮への期待を反映したものであり、政府による協同組合の支援についてより一層強化していくことが求められている。

したがって、北海道として、政府 による協同組合支援を強化し、協同 組合憲章を定める等協同組合全体を 貫く協同組合政策の基本的な考え方 と方針を明確にするよう国に求める こと。

- (2) 北海道における協同組合の育成・発展に向け、研修会やフォーラムを開催するなど啓発活動に取り組むこと。
- (3) 社会的に排除された人々の就労 を通じた社会参加を促進する担い手 として「協同労働の協同組合」や社 会的企業の果たす役割を充実させる とともに、コミュニティにおける就 労と事業化を促進するための政策を 推進すること。
- (4) 持続可能な地域づくりのため、自治体・行政と非営利・協同組合との

## ■雇用労政課(経済部、環境生活部、、農政部、水産林務部)

答

○ 協同組合は、一定の地域や関係業種における人と人とのつながりにより共に助け合い、共に知恵を出し合って運営することを本旨としており、農業協同組合法、水産業協同組合法、森林組合法、消費生活協同組合法などの各個別法の規定に基づき設立されており、道では、各所管課が、設立認可や指導監督などを通じて個別に関係の協同組合等と関わりを持ちながら、育成・発展に努めているところです。

O また、「協同労働の協同組合」については、法的枠組みが整備されておらず、その内容が明らかになっていないため、国などの動向の把握に努めてまいりたいと考えております。

関係を単なるコスト削減や下請け型の業務委託ではなく、目的や基準(公正労働基準)を明確にしたうえでの対等なパートナーシップに基づく協働の関係へと再編成する必要がある。そのため、地域福祉の向上と住民自治の促進をはかる目的で、指定管理者制度などの公共サービスを支え充実させるための制度・政策を総合的に見直し、充実させるよう国に求めること。

(5) 非営利の相互扶助組織としての協同組合の社会的・公共的な役割と持続可能な経営基盤の確立の重要性に鑑み、協同組合に配慮した税制を継続し、生協法改正など法制度面の改善を行い、「協同労働の協同組合」法を速やかに制定するよう国に働きかけること。

要請項目 答

## 2. 大規模災害等の被災者支援と復興・再生および今後の災害対策

(1) 東日本大震災から6年半が経過したものの、未だに多くの方々が被災地から北海道内へ避難をし、長期にわたる避難生活を余儀なくされており、不自由な面が多々あるものと思われる。

したがって、北海道をはじめ道内 各市町村が、現在どのような内容で の支援活動を実施・継続しているの か、その全体像をあらためて調査・ 把握をし、当初計画に比し対応が不 充分な場合や遅滞が生じている場合

## ■ 総合政策部地域政策課、総務部危機対策課

- 〇 道では、本庁及び各振興局に「被災者支援のための総合相談窓口」を設置し、生活全般に関し、ワンストップで対応するとともに、公営住宅の提供や道内での就労支援等にも取り組んできたところです。
- O また、心のケアに係る支援事業を実施し、生活支援情報の提供や孤立化が懸念される家庭への戸別訪問などを実施してきたところです。
- O さらに今年度は応急仮設住宅の供与が終了し方々に対し、道営住宅の無償供与の延長や優先入居枠の設定、民間賃貸住宅の家賃補助を行っているところです。

には、速やかにその改善策を講じる とともに、各市町村に対しても適切 な指導措置を行うこと。

- 被災県や被災市町村においては、住宅再建のための支援金や補助金の支給のほか、相談や問い合わせに対する窓口を設けるなどの支援を実施しており、道では、道内の避難者受入れ市町村に対し、避難元からの支援に関する情報を提供しています。
- O 道としては、今後とも、避難生活における不安の解消 に努め、将来に向けて希望を持って生活をしていただけ るよう、市町村と連携して、避難された方々の状況に応 じたきめ細かな支援に努めてまいりたいと考えておりま す。
- 「北海道防災対策基本条例」に基| (2)づき、平成27年3月に「北海道防 災対策推進計画」を定め、平成 29 年度までに道内の全ての市町村にお いて指定緊急避難場所及び指定避難 場所を指定することを目標に掲げて いるが、総務省が平成27年に行った 「避難所等の指定及び運営に関する 実態調査(平成27年9月1日現在)」 によると、法に基づく指定緊急避難 場所または指定避難場所を指定して いない市町村が半数以上(56.4%、 101 市町村)、避難所運営訓練未実施 の市町村が 68.7% (101 市町村)、運 営マニュアル未策定の市町村が 75.4% (135 市町村)、食料の備蓄目 標を設定していない市町村が26.8% (48 市町村) という結果となってい る。このような実情を踏まえて、道 としてどのような指導・対策を各市 町村に対して講じているのか明らか にするとともに、当該指定先(場所) がわからない住民が多数顕在してい ると思われるため、あらためて指導

を強化すること。また、現時点での

- 今年度、道では、危機対策局の幹部職員をはじめ危機 対策業務に精通した職員が、市町村を訪問し直接市町村 長等とお会いした上で、地域の実情を踏まえた防災対策 について個別の相談に応じながらアドバイスを行う「防 災ミーティング」を実施しており、特に、法に基づく指 定避難所等が未指定の市町村に対しては、指定手続きに 関する助言を行うなど、早期の指定に向け働きかけてい るところです。
- 〇 こうした取組などにより、平成29年8月末現在で約150市町村が避難所等の指定を終えたところです。(未 指定の市町村は全体の約16%)
- 道といたしましては、引き続き、指定手続きが遅れている市町村に強く働きかけていくほか、道のホームページや各市町村のハザードマップなどを通じて、地域住民への避難所等の周知に努めていきます。

指定緊急避難場所または指定避難場 所を指定していない市町村数がどの くらいあるのかを調査し、回答のこ と。

#### 

- 3. 格差・貧困社会の是正、セーフティネットの強化
- 総務部学事課、教育庁義務教育課・高校教育課、総合 政策部政策局総合教育推進室、保健福祉部福祉局地域福 祉課、農政部食品政策課、環境生活部循環型社会推進課、 経済部雇用労政課、総合政策部交通企画課、経済部観光 局、環境生活部消費者安全課、保健福祉部総務課・高齢 者保健福祉課
- (1) 教育・人材育成での機会均等をはかるため、給付型奨学金制度の創設を契機とした制度の更なる拡充や有利子から無利子へ、貸与から給付への流れを加速して 既存の返済者の負担軽減や救済制度を拡充することをはじめ、教育における公財政支出増加などを通じて学費を含む教育費負担の軽減につなげるよう、道として以下の点について国に働きかけること。
  - ① 給付型奨学金制度を継続的かつ 安定的に運用できるよう、国の責 任において必要な財源を確保す る。
  - ② 支給対象者については、将来的には中間層にまで広げることを展望しつつ、当面は、住民税非課税世帯の進学希望者全員(約6.1万人)に支給することを目標に拡充をはかる。
- 道では、これまでも、高校生等が経済的理由により修 学の機会が損なわれることのないよう、奨学金制度の充 実に努めてきたところであり、平成26年度から、高校 生等の授業料以外の教育費負担を軽減するため、国の補 助事業を活用した、返済を必要としない給付型奨学金制 度を創設し、平成27年度、平成28年度に引き続き、 今年度においても支給対象者枠を拡大したところです が、今後とも、給付型奨学金制度の拡充及び財源の確保 について、国に対して要望してまいります。(総務部学事 課)
- また、高校授業料免除の取扱については、今後とも経

- ③ 支給金額については、導入後の 学生生活費の状況等も踏まえて検 証し、進学を十分に後押しできる よう、更なる拡充をはかる。
- ④ 貸与奨学金は全面的に無利子とするため、独立行政法人日本学生支援機構法を改正し、一般財源化する。少なくとも、無利子が有利子を上回るよう、無利子奨学金を大幅に拡充する。残存適格者は確実に解消する。
- ⑤ 延滞金は廃止する。廃止までの間、延滞金賦課率(現行 5%)の引き下げを行うとともに、2014年3月以前の賦課率(10%)をも引き下げる。

また、元本返済が後回しとなる 現行の充当順位は「延滞金→利息 →元本」から「元本→利息→延滞 金」に変更する。支払い能力がな いにもかかわらず繰り上げ一括返 済を求める運用は直ちに是正す る。

⑥ 2017年4月より導入された新たな所得連動返還型奨学金制度については、年収ゼロや非課税世帯であっても月額2,000円を返済させることの見直しなど、返済困難者の実情を踏まえて改善をはかる。

あわせて、有利子奨学金既返済 者への適用拡大、返済開始から一 定期間経過した後は残額を免除す る制度の導入など、残された検討 課題への対応を速やかに行う。

⑦ 保証制度は人的保証を廃止し、

- 済・社会情勢の変化に適切に対処してまいります。(総務部学事課)
- 〇 道・道教委では、国に対し、高校卒業後、大学等に進 学した生徒に対する日本学生支援機構の奨学金につい て、貸付条件の緩和及び枠の拡充を図るなど、制度の充 実が必要である旨の要望を行っているところであり、今 後とも大学等に進学した生徒が経済的な理由により修学 が困難とならないよう、制度の充実について、国に要望 してまいります。(教育庁高校教育課)
- 道・道教委では、これまでも、高校生等が経済的理由 により修学の機会が損なわれることのないよう、奨学金 制度の充実に努めてきているところであり、平成26年 度から、高校生等の授業料以外の教育費負担を軽減する ため、国補助事業を活用した、返済を必要としない給付 型奨学金制度を新たに創設し、昨年度に引き続き、今年 度においても支給対象枠者を拡大したところです。(教育 庁高校教育課)
- なお、国の平成30年度概算要求において、給付型奨学金の本格実施や、無利子奨学金の貸与人員の増員、有利子奨学金の利子負担の軽減のための措置等、奨学金制度の改善が検討されていることから、国の動きを注視してまいりたと考えております。(教育庁高校教育課)
- O また、高校授業料免除の取り扱いについては、今後と も経済・社会情勢の変化に適切に対処してまいります。 (教育庁高校教育課)
- 国が実施する大学等への奨学金事業について、給付型 奨学金や無利子奨学金の拡充等、制度の充実・強化を図 るよう引き続き国等に対し要望してまいります。(総合 政策部政策局総合教育推進室)

機関保証のみとした上で、保証料率を引き下げる。

- ⑧ 政府および日本学生支援機構は、奨学金を借りる際の丁寧な制度説明、および返済が困難になった場合の相談方法等の周知徹底・努める。また、スカラシップ・デバイザー事業が十分な効果を行うともに、相談に応じられる体制を構築する。そのため、日本学生支援機構の業務量の増加に見合った分な人員や体制の整備をはかる。また、申請書の簡素化をすり、申請者および学校の事務負担の軽減を行う。
- ⑨ 返還期限猶予制度等の救済措置 の周知を徹底する。学生支援機構 の裁量による恣意的な利用制限が 行われないよう、法制度や運用の 見直しを行う。
- ⑩ 教育の無償化を展望しつつ、高騰した高等教育の学費の引き下げや授業料減免の拡充をはかるなど、家計や学生生活の負担を軽減するための政策を実行する。
- (2) 北海道の人口減少対策として、北海道内に就職した奨学金返済者に対する北海道独自の利子補給制度の創設について、引き続き検討を行うこと。

また、道内各市町村が独自に行っている「奨学金制度」の利用実態調査を実施して道のHPで公開すること。

○ 道内市町村が独自に実施している大学等への進学のための支援制度について実態を調査・把握し、今後、道のホームページで公表してまいります。(総合政策部政策局総合教育推進室)

- (3) 「生活困窮者自立支援制度」について、以下のとおり、就労支援に向けた体制強化をはかるほか、任意事業の必須事業化、国庫補助率の引き上げ等の検討を国に求め、制度の充実に向けた取り組みを北海道として主体的に行うこと。
  - ① 生活困窮者自立支援制度の着実 な前進
    - a) 就労支援を促進するため、支援員の確保や体制の強化をはかるとともに、福祉部局と雇用部局との連携や、就労の受け皿となる協同組合、NPO、企業への支援を進める。
    - b) 自治体の広域連携を促進し、 任意事業の実施を高める。
    - c) 支援対象者は、経済的困窮者 に限定せず、アウトリーチも含 め可能な限り社会的孤立への対 応をはかる。
    - d) 生活保護が必要な方は生活保 護制度につなぐよう指導を徹底 するとともに、生活保護行政と の密接な連携のもと、切れ目の ない支援を行う。
    - e) 貧困ビジネスの参入につなが らないよう、就労訓練事業の認 定機関の体制・監督機能を強化 するとともに、相談支援機関に よる定期的な訓練状況の確認を 徹底する。
    - f) 相談・就労支援に従事する人 材の養成を計画的に進めるとと もに、継続的な雇用と処遇の改 善をはかる。
    - g) 地方創生や雇用創出事業、地域包括ケア等とも連携し、地域

- 道及び各市では、国の実施要領に基づき就労支援員を 配置し、就労支援の実施に当たっては、雇用部局とも連 携しつつ、企業等へ個別訪問し、協力依頼を行うなど求 人開拓等を進めているところです。
- 本制度の各事業は、対面での支援の必要性が高く、日常的に通いやすい又は訪問しやすい距離での実施が望ましいと考えておりますが、小規模な市が多い地域では広域での実施も有効と考えられるため、そうした市から希望等があれば、広域での実施について調整を行うなどの支援を行ってまいります。
- 本制度では、経済的な理由に限定せず、生活困窮に関する相談を受けており、関係機関との連携による支援対象者の把握や訪問支援など、社会的に孤立しがちな生活困窮者へのアウトリーチの取組を進めているところです。
- 生活保護が必要と考えられる方は保護申請の窓口につなぐとともに、生活保護から脱却した方が必要に応じて本制度を利用できるよう、生活保護制度との適正な連携に努めているところです。
- 認定就労訓練事業は、自立相談支援機関の関与の下に、 個々の生活困窮者について就労内容等を記載したプログ ラムの策定等を行うこととされているため、この趣旨を 就労訓練事業者及び自立相談支援機関に周知し、適切な 事業の実施に取り組んでいるところです。

また、認定就労訓練事業者が生活困窮者自立支援法の 趣旨を十分踏まえた上で事業を実施するよう、必要に応 じて指導や助言に努めてまいります。 づくりと一体的に進める。

- 支援員については、国の養成研修の受講を促すほか、 道独自の研修も行うなど人材養成に取り組むとともに、 適切な処遇が図られるよう、必要な予算の確保に努めて いるところです。
- 本制度では、地域のあらゆる社会資源を活用し、生活 困窮者を丸ごと支援するという点で、これからの地域福 祉の基本コンセプトである地域共生社会の実現を図る上 で中核的な取組であり、今後とも、保健、医療はもとより、雇用など他分野とも連携し、取り組んでまいります。
- ② 2018 年度の予算編成にあたっては、生活保護費等の削減によることなく、「生活困窮者自立支援制度」をさらに強化していくための充分な予算を確保する。支援の効果については、経済的自立(就労)のみならず、日常生活や社会生活における自立も含めて支援の段階に応じて適切に評価するとともに、支援を行わず放置した場合の社会的コストについて考慮する。
- 道としては、本事業を適切に執行することができるよう、国への要望を含め必要な予算の確保に引き続き努めてまいります。
- 〇 また、事業の実施に当たっては、定期的に、継続的支援対象者の各段階における自立意欲や社会参加などの状況を把握するため、国から示されたチェックシートを活用し、支援の効果について評価を行っており、平成29年度からは、その状況改善の割合(ステップアップ率)を新た評価指標として追加し、実施しているところです。
- ③ 施行3年後の見直しにあたって は、以下の政策課題について検討 し、制度改定を行うこと。
  - a) 「就労準備支援」「一時生活 支援」「家計相談支援」「学習 支援」などの任意事業を必須事 業とし、国庫補助の割合を引き 上げる。
  - b) 求職者支援制度等の関連施策 との整合性・連続性をはかる観 点から、就労支援期間の生活支 援給付や就労訓練の際の交通費 等の実費支給を行う。

- 国では、現在、法施行3年後の見直し作業を進める中、 就労準備支援事業及び家計相談支援事業の必須化などに ついて議論が行われていると承知しています。
- 道としては、生活困窮者自立支援法に基づく施策の実施に当たっては、国において、事業の実施状況やその成果と課題等を十分に把握・検証し、適切な事業規模の確保に向け、国庫負担(補助)基準額等の引き上げを検討するなど、将来に渡り持続的な制度運営を図るための必要な財政措置や質の高い人材の確保・養成のための措置を講じるよう、国に要望をおこなっているところです。
- また、就労訓練の際の交通費等の実費支給や認定就労

- c) 就労訓練事業や家計再建支援 事業の受け皿となる協同組合、 協同労働、NPO、社会的企業 などが育つ仕組みや支援(補助、 優先発注等)のスキームを構築 する。
- d) 支援対象者は経済的困窮者に 限定せず、社会的孤立も含めて 幅広く対応することを明確化す る。
- ④ フードバンクを福祉分野と災害 時の食糧支援システムとして明確 に位置づけをし、自治体や福祉事 務所、ハローワーク、母子支援団 体や難民支援団体、DV被害当事 者支援団体、社会福祉協議会、病 院、宗教施設など、多様化する生 活困窮者支援窓口でのフードバン ク食品の提供や、パントリー設備 の整備、食品ロス削減を通じた環 境負荷の低減など、福祉・環境政 策とも連携した施策を推進する。 こうした位置づけのもと、フード バンクが継続的・安定的に発展で きるよう、運営団体への助成を含 めた国や自治体の支援策を拡充す るとともに、食品提供者に対する 税制優遇などについても検討す
- ⑤ 労働分野の規制緩和は、労働者 保護ルールの後退を招き、低賃 金・不安定雇用・長時間労働等の 問題を深刻化させ、格差・貧困の 拡大に繋がるので行わないこと。 また、働き方改革の実行にあたっ ては、均等待遇原則(同一労働同

る。

- 訓練事業所に対する財源的な措置も含めた支援策等についても、検討が行われています。
- 本制度においては、経済的理由に限定せず、生活困窮の状態にある方を対象に広く相談に応じることとされており、現在、国の見直し議論の中で、社会的な孤立という概念をこの法律に盛り込むこと等についても検討されていると承知しています。
- 道では、食品ロスの削減に向け、庁内の関係課が連携 し、「おいしく残さず食べきろう」をスローガンに「どさ んこ愛食食べきり運動」に取り組んでいます。

食品ロスの削減は、道民一人一人にそれぞれの立場での具体的な行動を促していくことが重要であり、道では、これまで、民間の企業・団体、市町村、学校等と連携し、外食時の食べきりキャンペーン、学校の講義、食品ロス削減セミナー、各種イベントでの啓発など、各般の取組を進めてきました。

今後も「どさんこ愛食食べきり運動」が道民に一層浸 透していくよう取組を推進していきます。

- 国においては、本年3月に決定した「働き方改革実行計画」により、長時間労働の是正や同一労働同一賃金などに係る労働関係法令の改正などに取り組んでいるところです。
- 道においては、これまでも国に対し、非正規労働者の 正社員化などの処遇改善や労働基準法、労働契約法など

一賃金)の法制化、非正規雇用労働者の処遇改善や長時間労働の是正、勤務間インターバルやハラスメント防止対策など、実効性のある法制度整備を行うこととし、労働意欲の減退を招くような「社会保障制度改革」には決してつなげないこと。

- 労働関係法令の遵守徹底、生産性向上に向けた取組の充 実といった働き方改革の推進に向けた企業の様々な取組 に対する支援の充実等について要望しているところであ り、今後とも国の動向を注視するとともに、法令遵守に 向けた周知等を図ってまいります。
- (4) 人間としての尊厳が保障され、利用しやすい生活保護制度への改善を国に要請すること。
  - ① フードバンクや子ども食堂による食料提供について、一部の自治体でこれが収入と認定され、生活扶助が減額されている問題が指摘されていることから、収入と認定している事例の有無について、全国調査を実施するとともに、これを収入認定の対象から明確に除外するよう、国の責任において改善策を策定・通知し、周知徹底する。
- O 生活保護の実施要領等においては、生活保護受給者が 主食等の仕送りや現物贈与を受けた場合に収入認定する 対象は、主食、野菜又は魚介に限られており、その他の 品目の仕送りや現物贈与を受けた場合は、収入認定しな いこととして差し支えないこととされています。
- O 子ども食堂における食事の無償提供などが、収入認定の対象となる主食等の仕送りや現物贈与に該当するかどうかは個別の状況になりますが、いずれにしても機械的に取り扱うことなく、現物援助(食事提供)を行う方と生活保護受給者との関係等にも配慮した上で判断することが必要です。
- 道内の福祉事業所(指定都市を除く。)において、子ども食堂等における食事の無償提供を収入認定した事例はないと承知していますが、今後とも、現物援助等の取扱いが適切に行われるよう、施行事務監査などを通じて各福祉事務所を指導してまいります。
- ② 生活保護基準の引き下げは、利 用者以外の低所得者の生活にも影響を及ぼし、負のスパイラルや貧 困の連鎖を助長することが懸念されるため、安易に引下げは行わず、 生存権を確保する観点からの見直 しを行う。
- 生活保護基準については、現在、国において、その見 直しに向けた検証作業を行っているものと承知していま す。
- 道としては、生活保護制度が健康で文化的な最低限度 の生活を保障する最後のセーフティネットとして適切に 機能することが必要であると考えており、これまでも制

- a)前回以降の生活扶助基準および住宅扶助基準、冬季加算の引き下げについて、生活保護世帯に及ぼした影響や、生活保護基準と連動している他の制度(就学援助等の低所得者対策、地方税、最低賃金など)への影響の有無、内容を検証し、生活保護利用者の社会参加など生活の質も考慮して水準の引き上げをはかる。
- b)子どもの貧困や、貧困の連 鎖・固定化を防ぐ観点から、ひ とり親世帯や多子世帯への扶助 の拡充をはかる。
- c) 物価との関係については、前回の見直しの際に基準部会に諮ることなく「生活扶助相当 CPI」という通常の物価指数とは全く異なる統計数値を用いて算出した手法の妥当性について、統計の専門家も含めた検証を行う。
- d) 生活保護基準のあり方の検討 にあたっては、専門家による検 証に加え、当事者が参加し意見 反映する仕組みをつくり、国民 的合意形成に努める。
- ③ 改正生活保護法の運用にあたっては、生活保護の申請抑制や扶養 義務の強化を招くことがないよう、現場に徹底する。生活保護制度を広く市民に知らせ、申請書やパンフレットを福祉事務所や行政の各相談窓口に設置するなど、誰もが利用しやすい制度にする。

度の改善について国に要望してきているところですが、 今後とも消費動向を的確に捉えるとともに、地域特性に 即した適切な生活保護基準となるよう、引き続き、国に 働きかけてまいります。

- 生活保護の相談に当たっては、相談者の申請権を侵害 しないことはもとより、申請権を侵害していると疑われ るような行為も厳に慎むこと、制度の仕組みを充分説明 することについて、「保護の実施要領」に明記されていま す。
- O 扶養については、扶養義務者への通知や報告徴収が要領に盛り込まれたところですが、扶養は保護の要件ではなく、保護に優先するものというこれまでの考え方をなんら変えるものではありません。また、扶養義務者への

通知や報告徴収の対象となり得るのは、福祉事務所が家 庭裁判所の審判等を経た費用徴収を行うこととなる蓋然 性が高いと判断するなど、明らかに扶養が可能と思われ るにもかかわらず、扶養を履行していないと判断される 場合に限定されています。

- また、生活困窮者に関する情報が福祉事務所の窓口に つながるよう、生活保護制度の周知や民生委員及び各種 相談員との連携、保健福祉関係部局、水道・電気事業者 等との連絡・連携体制を構築しているところです。
- これらの趣旨については、各福祉事務所に指導してき ており、引き続き、道が行う各種会議や生活保護法施行 事務監査などを通じて周知徹底に努めてまいります。
- 道では、これまでも、各種福祉事務所に対し、生活保 護制度の適正な取り扱いについて、各種会議や生活保護 法施行事務監査等を通じて、必要な助言指導を行ってき たところですが、「保護の実施要領」に「保護の相談に当 たっては、相談者の申請権を侵害しないことはもとより、 申請権を侵害していると疑われるような行為も厳に慎む こと」と明記がされていることを踏まえ、引き続き、周 知徹底等に努めてまいります。
- 服申し立て(審査請求)を受付け、 調査権と行政への勧告権を持つ 「第三者機関」を設置する。
- ④ 申請等に関する苦情や相談、不 I O 福祉事務所が行った保護の決定(行政処分)に不服が ある場合は、行政不服審査法及び生活保護法の規定によ り、知事に対して審査請求を行うこと、また、知事の裁 決に不服があるときは、厚生労働大臣に対して再審査請 求ができることとなっています。
  - また、審査請求については、平成28年4月の行政不 服審査法改正により、審査請求案件については、有識者 から成る第三者機関への諮問手続が導入されており、第 三者による牽制機能が構築されています。
- ⑤ 生活保護制度は「最後の」セー フティネットであり、国の責任に おいて確実な財源保障を行う。こ
- 生活保護に係る財源は、現在、支給額の4分の3を国、 4分の1を自治体が負担しており、また、自治体負担相 当額については、ケースワーカーの人件費など福祉事務

のため、生活保護費の全額国庫負担も視野に見直しをはかるとともに、当面、生活保護申請が集中している自治体への財政負担を軽減する仕組みを検討する。

⑥ 新たな生活困窮者支援など業務 拡大・高度化等を踏まえ、地方交 付税の福祉事務所費の大幅な改善 をはかり、ケースワーカーを増員 するとともに、職員の専門性を高 める。

- 所の運営費とあわせ、地方交付税の基準財政需要額に算 入されているところです。
- 道では、これまでも、法定受託事務である生活保護事務については、国において必要な財政措置を講じるよう要望してきたところですが、自治体における財政負担が生じることのないよう、引き続き、国に対し要望してまいります。
- 生活保護のケースワーカー数は、社会福祉法において、 道が設置する福祉事務所にあっては被保護世帯数65に つき1人、市が設置する福祉事務所にあっては被保護世 帯数80につき1人を標準として定められているところ です。
- 道では、今後とも生活保護世帯数の動向を踏まえながら、ケースワーカーの適正な配置に努めるとともに、各市福祉事務所に対し、道が行う生活保護法施行事務監査等を通じて、必要なケースワーカー数の確保など、生活保護実施体制の充実について指導するほか、必要な財政措置を講じるよう国に要望してまいります。
- また、これまで、道では、ケースワーカーや査察指導員など生活保護関係職員の資質向上を図るため、経験年数の少ないケースワーカーやケースワーカーを指導する立場である査察指導員を対象とした「全道福祉事務所生活保護現業員研修会」や「全道生活保護新任査察指導員研修会」、またブロック別に「生活保護関係研究協議会」を実施するほか、国の研修会への参加促進を図ってきたところであり、今後とも、こうした研修等の充実により、ケースワーカー等生活保護関係職員の資質向上に努めてまいります。
- ⑦ 資産を使い果たさなければ保護 しないために自立をかえって困難 にしているという観点から、最低 生活費3ヶ月分程度までの現金・ 預貯金は認めるなど資産要件を緩
- 生活保護においては、利用しうる資産は生活維持のために活用させることとされていますが、保護開始時に保有する現金、預貯金については、一般世帯においても繰越金を保有している実態等に配慮する面から、当該世帯の最低生活費の5割を超えない額については保有を認め

和する。

ています。

- また、保護受給中に既に支給された保護費のやり繰り によって生じた預貯金等については、その使用目的が生 活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合に、その 保有を認める取扱いとなっています。
- ⑧ 生活保護家庭の子どもが「世帯 分離」をせずとも大学に進学でき るよう、制度を改善する。
- 生活保護世帯において、子どもが大学に進学する場合、 アルバイト収入や恵与金・貸付金を学習塾費や大学等の 入学料に充てる場合に収入認定から除外することや、奨 学金等を受けて就学する場合に世帯分離の取扱いが行わ れます。
- 道では、今後とも大学等へ進学を希望する子どもがい る生活保護受給世帯に対して、収入認定の除外や世帯分 離といった仕組みの活用等により、大学等への進学が可 能となることについて丁重に説明するなど、適正な保護 の実施に努めてまいります。
- ⑨ 北海道としては生活扶助基準に 準拠する諸制度、準要保護者に対 する就学援助制度における学用品 等の支給をはじめ、奨学金事業や 高校授業料減免等の地方単独事業 も含め、地域住民の生活に影響を 及ぼさないよう引き続き取り組む こと。また、関係市町村へ同趣旨 の協力要請を行うこと。
- 就学援助制度の充実について、引き続き国に要望する とともに、市町村教育委員会に対し、就学援助の趣旨を 踏まえた対応や、必要な予算の確保について、引き続き 働きかけてまいりたいと考えております。(義務教育課)
- 道教委では、これまでも、高校生等が経済的理由によ り修学の機会が損なわれることのないよう、奨学金制度 の充実に努めてきたところであり、平成26年度から、 高校生等の授業料以外の教育費負担を軽減するため、国 の補助事業を活用した、返済を必要としない給付型奨学 金制度を新たに創設し、昨年度に引き続き、今年度にお いても支給対象者枠を拡大したところです。

また、高校授業料免除の取扱いについては、今後とも 経済・社会情勢の変化に適切に対処してまいります。(高 校教育課)

- (5) 北海道「勤労者福祉資金融資制 度」の充実と利用拡大に向けて、以 下の対応をはかること。

  - ① 当協議会が本年6月、道内地方 | O 勤労者福祉資金は、中小企業の従業員や非正規労働者、

公共団体に働く非正規雇用労働者 を対象に実施した「生活資金等借 入利用・ニーズアンケート調査」 からも、北海道「勤労者福祉資金 融資制度」の充実と利用拡大がおめられる結果となったことから、 地方公共団体における非正規雇用 労働者を同制度の融資対象とする とともに、「育児・介護休業者」の 雇用形態による制限を廃止すること。

② 融資制度の利用拡大に向けて、 周知活動の具体的なロードマップ を作成すること。

- (6) 「福祉灯油制度の充実にかかわる 提言(2016年1月29日付で当協議 会より北海道知事宛に提出)の趣旨 に則り、以下の点について実現をは かるべく北海道として速やかに対策 を講じること。
  - ① 「福祉灯油制度」を実施している自治体に対する支援を国に働きかけるとともに、交付金の支給と増額を要請する。
  - ② 「福祉灯油制度」未実施の道内 自治体に対し、制度化の促進に向 けた取り組みを行う。

季節労働者、事業主の都合により離職を余儀なくされた 方々の医療費や教育費など、生活資金の融資を目的としております。

道では、これまで融資限度額の引き上げや償還期間の延長のほか、(一財) 北海道勤労者信用基金協会の協力を得て、保証料の免除や保証料率の低減など勤労者の負担の軽減を図ってきたところです。

今後とも、雇用実態や経済状況などの実態把握に努めるなどして、制度内容について検討してまいる考えです。

○ 道では、融資制度を有効に活用していたただくため、 道や取扱金融機関による周知はもとより、商工団体や労 働団体などを通して従業員や組合員の方々への周知に努 めているところです。

子育で中の方々が利用する地域の施設にもリーフレットを配置し、市中金利と比べ利率が低いことなどの必要な情報が、働く方々へ届くよう、きめ細やな周知を進めております。

- O 道では、低所得の高齢者世帯などを対象に、灯油を含む燃料費など冬期間に必要となる経費への支援を行う市町村に対し、「地域づくり総合交付金」を活用した助成を行ってきております。
- 道では、これまでも国に対し、灯油価格の動向などを 踏また措置を要望してきておりますが、今後とも低所得 の高齢者世帯等へ経済的な負担軽減が図られるよう、灯 油購入費等に対する支援措置についても、必要に応じ要 望してまいります。

- ③ 道内各市町村の福祉灯油制度に 基づく支給金額が、一世帯当たり 最低3,000円から最高20,000円超 と大きな格差があることから (2016年に当協議会が道内全市 町村に対して実施した「福祉灯油 制度アンケート」より)、厳冬を抱 える北海道全域のセーフティネッ トとして機能するように、あらた めて実態調査を行って補助金の増 額をはかること。
- 〇 市町村における福祉灯油事業の実態等については、先 般、平成28年度の実施状況を取りまとめたところであ り、今後とも、道内の実態把握に努め、「地域づくり総合 交付金」を活用した支援を行ってまいります。

- (7) 交通政策基本法の趣旨を踏まえ、 高齢者や障害者など交通弱者の生活 に必要な移動手段確保を社会保障の 一環として位置付け、北海道内の地 域公共交通を充実させるなど、適切 な移動手段を確保すること。
- 道では、平成26年3月に、道の交通政策の指針である「北海道交通ネットワーク総合ビジョン」の改訂を行い、「人口減少や高齢化の進行に対応する地域交通の確保」を重点的に取り組む課題の一つとして位置付けるとともに、コミュニティバスやデマンドバスの導入など市町村における様々な取組を支援することとしたところです。
- 今後、人口減少や高齢化の進行が見込まれる中、高齢者をはじめ、地域住民の方々が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、交通機関相互の連携を図りながら、公共交通網を安定的に確保していくことが重要であることから、道としては、今後とも関係機関との連携・協力のもと、地域交通の確保に努めてまいります。
- (8) 多重債務問題の誘発が懸念されるカジノ解禁問題について、IR実施法(特定複合観光施設区域整備法案)の制定は行わず、IR推進法の撤回・廃止を含めて対応するよう国に求めること。
  - また、改正貸金業法の定める総量 規制の対象外である銀行カードロー ンに起因する過剰融資については、 政府の多重債務問題に関する有識者 懇談会でも指摘されており、多重債
- IRについては、観光客や国際会議の誘致はもとより、 地域経済の活性化や雇用創出といった面で大きな波及効果が期待できる一方、治安の悪化やギャンブル等依存症 といった社会的影響を懸念する声もあります。国におい ては、それらの不安を払拭するため、犯罪防止、青少年 の健全育成、依存症防止などの観点から必要な法制度上 の措置の検討を進めることとしているものと承知してい ます。
- 道では、国に対し、IR実施法案については、本道が 持つ優位性や潜在力を活かすことのできる内容にすると

務の防止に向けて、北海道としても 啓発活動を積極的に取り組むこと。 ともに、治安の悪化やギャンブル依存症等の社会的影響 に対する万全な対策を盛り込んだ制度設計を講ずるよう 求めてまいります。

○ 北海道においては、消費者金融や銀行カードローン等の借り入れを起因とする多重債務防止のため、国が中心となって設定している毎年9月から12月の多重債務相談強化キャンペーンに併せて、弁護士会や司法書士会との共催による無料相談会を道内各地で実施しているほか、リーフレットの配布やメディアの協力を得た広報等を行っているところです。

また、道立消費生活センターにおいては、多重債務に 陥る注意点や解決策を分かりやすく示した啓発用パネル やDVDを消費者団体や市町村等に貸出等を行ってお り、今後とも、本件に係る消費者への啓発に努めてまい ります。

- (9) 高齢低所得単身女性の問題に対する北海道としての体系的な施策を検討・実施すること。また、北海道と各市町村がすすめている「認知症予防対策」について、平成30年4月までに、全ての市町村で認知症の早期診断・早期対応を担う「認知症初期集中支援チーム」や、医療機関や介護事業所間の連携や相談業務等を行う「認知症地域支援推進委員」を設置することとなっているが、道内における設置状況は現時点でどのようになっているのか明らかにすること。
- (10) 地域の高齢者が元気で自立した 生活を送れるようにサポートする 「地域まるごと元気アッププログラ ム」等の運動教室の拡大に向けた道 としての支援活動が、この間どのよ うに取り組まれ、どのような成果を

- 高齢低所得単身女性の問題に関し、道としては、国民が高齢期の生活を安心して暮らすことができるよう、国の責任において、持続可能な公的年金制度の確立に向けた適切な措置を講じることが重要と考えていることから、引き続き国の制度改正の状況について、注視してまいります。
- 認知症予防対策についてですが、平成29年7月1日 現在で、「認知症初期集中支援チーム」は88市町村で設 置、「認知症地域支援推進員」は105市町村で配置して いるところであり、その他の市町村においても平成30 年4月1日に向けて、準備をしているところです。
- 高齢者が増加する中で、高齢者がその有する能力に応 じた自立した生活を送っていただくためには、自立支 援・重度化防止に向けて取り組むことが重要であり、「地 域まるごと元気アッププログラム」などの運動教室は、 効果的であると考えております。

上げているのか回答のこと。

- 道では、これまで、全道の高齢者の介護予防や健康づくりに関わる地域の活動に関心や興味がある者、市町村職員及び保健医療福祉関係者を対象に「北海道介護予防推進フォーラム」を開催し、「まる元」を含め、様々な取り組みを紹介してきたところであり、それぞれの地域において、運動教室などの介護予防に取り組む市町村が増えてきているところです。
- また、道では、住民自身が運営する運動のための通いの場の立ち上げなどへの支援にも取り組んでいるところであり、今後も各地域での通いの場や参加者が継続的に拡大していくよう、引き続き市町村に対する支援に努めてまいります。

#### 要請項目

## ■ 環境生活部消費者安全課

#### 4. 消費者政策の充実・強化

(1) 2016年10月から施行された「消費者裁判手続き特例法」については、制度の周知が十分といえない。 附則第7条では、法の趣旨および内容について国民への周知をはかるよう努める、とあることから、道としても広く道民への周知をはかることが求められる。

また、北海道における消費者行政の充実・強化、消費者教育の推進を支援し、消費者市民社会づくりを進めるとともに消費者被害防止の促進と救済活動(差止め請求訴訟)を担っている団体は、道内で唯一適格消費者団体の認定を受けている「NPO法人消費者支援ネット北海道」である。

当該法人は現在、悪質業者を提訴できる「特定適格消費者団体」への認可申請に向けて活動を行ってお

〇 平成29年度において、国の消費者行政推進交付金(先駆的プログラム)を活用し、特定非営利活動法人消費者 支援ネット北海道の特定適格消費者団体の認定に向けた 活動を支援しているところです。

答

当該法人は、現在、特定適格消費者団体の認定の申請 に向け、消費者団体訴訟制度の周知等を行うセミナーの 開催や、全国の適格消費者団体連絡協議会を開催するな ど、団体組織の基盤の強化を図っているものと承知をし ています。

来年度の対応については、国の地方消費者行政強化交付金等の動向を踏まえ、当該法人の意向も勘案しながら、 検討してましります。

- り、特定適格消費者団体認定支援事業の受託決定にあたっては道からの助力もいただいている。しかし、財政面での脆弱さは依然否めない実情にあることから、消費者庁の平成30年度予算概算要求にある「地方消費者行政強化交付金(仮称)」等の活用を含め、認可申請へ向けた道としての支援をさらに強化すること。
- (2) 北海道として物価の動向を引き続き監視するとともに、電気料金・都市ガス料金の自由化により、家庭用エネルギーの料金がすべて自由化されたことを踏まえて、価格表示の適切性や利用者の業者選択にあたっての注意喚起など、消費者の権利を確保するための具体的な手立てを道として検討すること。
- 〇 道では、灯油やプロパンガスといった家庭用エネルギーをはじめ、道民生活に関連性の高い商品及び役務を選定(52品目)し、道内各地の300名の消費生活モニターにより、選定した商品等の価格や需給動向の調査を行い、その結果を毎月公表しています。

平成29年7月現在において、北海道における雇用者 所得環境は、改善の傾向が窺われ、個人消費も着実に回 復の兆しを見せていますが、家庭用エネルギー料金等の 大きな変動は消費生活にも影響を及ぼすことから、今後 も引き続き価格動向等の調査を実施し、広く情報提供す るなど価格安定対策に取り組んでまいります。

- 家庭用エネルギーの自由化に当たっては、その供給事業者において、設備や料金などのメリット等についてPRを行うなどしているところでありますが、道立消費生活センターでは、「今までより料金が安くなると言われたが、本当か。」などといった相談を受け付けている状況にあるため、「正確な情報の収集が大切であること。」や「契約する前に内容をよく理解すること。」などのアドバイスをWEBサイトに掲載し、注意喚起に努めているところです。
- このような状況を踏まえて、例えばLPガスの取引適 正化ガイドラインに基づく事業者の取組状況についての 調査や、道が事業者選択に当たっての注意喚起をおこな うことの必要性などについて庁内関係各部とも連携しな がら検討を行うなど、今後も道民の消費生活の安定と向

上を図る取組を進めてまいります。

## 要請項目

## ■ 経済部雇用労政課

(1) 北海道「中小企業勤労者福祉対策

5. 中小企業勤労者の福祉格差の是正

事業」の補助金を増額すること。

## 参考資料

① 事業実施団体概要

名 称	北海道労働者福祉協議会
	(札幌市中央区北4条西1
	2丁目 ほくろうビル5階
設 立	昭和39年4月1日
目的	労働福祉団体の連絡調整及
	び労働福祉関する啓蒙、教
	育、要請活動等を行い労働
	福祉の推進を図る。
構成	32 団体(連合北海道、北海
	道労働金庫、全労済北海道
	推進本部、北海道住宅生活
	協同組合、北海道医療生活
	協同組合 他)
役員	理事長 工藤 和男

## ② 事業内容

a). 労働福祉啓発推進事業

道内勤労者の福祉向上をはか るため、職場、生活等に関する 意識啓発と向上に資する各種セ ミナーや地域におけるウェルフ ェアスクールを開催する。

・ 労働福祉啓発セミナー(労 働相談アドバイス研修、は たらく女性の集い、中高年 齢勤労者セミナー、学習と 交流の集い、青年ユースラ リー等)

○ 労働者の幅広い福祉の向上や、労使関係の安定促進等 を図るため、労使団体が自主的に行う取組につきまして は、今後とも各種の事業活動を支援してまいりたいと考 えており、平成30年度予算要求に当たっても、事業費 の確保に努めることとしています。

答

- ・地域におけるウェルフェア スクール・研修会
- b). 労働福祉相談支援事業

道内勤労者、非正規労働者の 雇用や労使関係、生活等の安定 を目指し、各種相談に応じると ともに、相談員の研修を実施す る。

- 「暮らしなんでも相談」 ダイヤルの開設〜北海道ラ イフサポートセンターをキ ーステーションとして全道 7か所でサテライト相談所 を開設
- 無料法律相談を実施---月 1回程度開催
- ・ 勤労者なんでも相談ダイ ヤル〜連合北海道と 14 地 協で実施

#### ③ 北海道補助金決定額

年度	•	補助金等決定額
平成26年月	吏	4,043,000 円
平成27年月	吏	3,841,000 円
平成28年月	度	3,649,000 円
平成29年月	吏	3,467,000 円

上記のとおり、補助金が毎年 5% マイナスシーリングとなり、事業 内容については「暮らしなんでも 相談ダイヤル」等事業の拡大により、未組織労働者も含めた労働者の福祉向上と生活基盤の安定をは かることに大きく寄与しており、 北海道として補助金の増額を検討 願いたい。

(2) 中小企業勤労者福祉サービスセンターの設置については、なかなか

○ 道では、勤労者の福利厚生の充実のためには、中小企 業勤労者福祉サービスセンターや市町村勤労者共済会が 進捗がはかれない実情にあることから、まず道内における設置状況と広域化を進める道としての姿勢を明確にし、設置拡大を阻んでいる要因についても明らかにすること。

担う役割が重要と考えており、(一社)全国中小企業勤労者福祉サービスセンターの事業に参加するとともに、道の広報やホームページなどを通じ、活動の周知・啓発に努めています。

今後とも、労働者が安心して働き続けることができるよう、関係機関と連携の上、周知・啓発などに努めてまいります。

## 要請項目

### 回 答

## 6. 安心・信頼できる社会保障の構築

■ 保健福祉部子ども子育て支援課、総合政策部市町村課、保健福祉部地域医療課

子どもの貧困問題への対策、子育 て・教育における親の費用負担の軽減、 年金制度、医療・介護分野の諸課題、 社会保障教育等世代を超えて安心・信 頼できる社会保障制度の構築を国に求 めていくことと合わせて、道としても 以下の取り組みについて積極的に進め ること。

(1) 「北海道子どもの貧困対策推進計 画(2015年12月策定)」に基づいて 行われている具体的な施策内容と、 今後に計画されている取り組みにつ いて明らかにすること。とりわけ、 貧困対策や孤食の解消の場として道 内都市部を中心に開設されている 「子ども食堂」については、生活の 基本となる「食」を通じて地域の子 どもたちを見守るコミュニケーショ ンの場としての役割も担っているこ とから、この取り組み趣旨を推進計 画にある「子どもの生活支援(地域 とのつながり支援)」に包含し、北 海道として具体的な支援策を行うこ と。

また、児童虐待防止法の周知をは

○ 道では、子どもの貧困対策推進計画に基づき、教育・福祉・労働等の各部局が密接に連携を図った上で、保健、 医療、福祉にととどまらず、経済・雇用・教育やまちづくりなどの幅広い分野にわたって策定されている他の計画に基づき推進される施策と連動を図りながら、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援等の施策を総合的かつ効果的に推進しています。

現在、昨年度実施した子どもの生活実態調査の結果も 踏まえ、子育て家庭に対する支援制度の周知方法の工夫 や経済的困窮により様々な課題等を抱えている子どもを 早期に把握し、支援に結びつける仕組みを検討している ところです。

子どもの居場所づくりについては、計画において、「子どもの生活支援」の「地域とのつながり支援」に位置づけ、整備や運営を支援する事業を創設し推進しているところであり、こうした事業や今後作成するマニュアルの活用などにより取組の促進を図ってまいります。

かるため、国民の通告義務(児童福祉法第 25 条)について、道民に対して啓発・広報活動を行うこと。

今後とも、こうした取組が幅広い地域で展開され、将来にわたり安定して運営されるよう、実態を把握するとともに、外部委員で構成される子どもの貧困対策ネットワーク会議の意見を伺うなどして支援方策について検討を行う考えです。

O また、児童虐待防止法の周知につきまして、道民の皆様に児童虐待への理解や関心を深めていただけるよう、ポスターやリーフレットなどを活用した児童相談所全国共通ダイヤル「189(いちはやく)」の周知や、各種講演会、街頭啓発等を通じた広報・啓発活動に取り組んでいるところです。

児童虐待は、子どもの心身の成長や人格の形成のみならず、生命の危険にもつながる重大な権利侵害であり、 絶対にあってはならないものです。道民の皆様が、虐待を受けたと思われる子どもに気づいた時や、子育てに悩んだ時に、児童相談所をはじめとする相談窓口にすぐに相談できるよう、今後とも、あらゆる機会を通じて、児童虐待の通報先や子育ての相談窓口の周知に努めてまいります。

- (2) 子育てや教育支援に関わって、以下のとおり待機児童ゼロの実現をめざす具体的な施策を国に対して提案するとともに、現状における道としての対応や今後の対策等について明らかにすること。
  - ① 認可保育所・認定こども園の公 定価格について、職員の人件費の 算定は他職種との均衡と安定した 人材の確保をはかるため、大幅に 増額する。
  - ② 公定価格における配置基準の改善加算を大幅に増額する。
- O 認可保育所や認定こども園の職員の人件費の算定については、平成27年度に行った保育士実態調査の結果を踏まえ、国に対し、賃金水準の一層の改善を要望してきているところであり、今後も引き続き要望してまいる考えです。
- 〇 職員配置に係る加算制度については、保育の質の改善と職員の処遇改善のため、最低基準を上回る職員を配置した場合に加算することとしたものであり、全国一律の基準として国の責任において実施する必要があるものとして、国に対し要望してきており、今後も引き続き要望してまいる考えです。

- ③ 公立保育所の安定した経営のため、当該保育所にかかる地方交付税基準財政需要額を見直し、増額する。
- ④ 保育士不足を解消するためと称して、配置基準改悪や無資格者の登用など、安易な規制緩和を行わない。

(3) 策定が完了した「北海道地域医療構想」においては、医療圏域ごとの病院の役割が明確になっているのかどうか回答願いたい。また、公立病院を設置する市町村は、「新公立病院改革プラン」を平成28年度中に策定することとなっているが、現時点での進捗状況はどのようになっているのか。

- 公立保育所については、地域のニーズに応じた保育の 量や質を確保するため、これまで以上に充実した十分な 財政措置を行うよう、引き続き国に対し働きかけてまい ります。
- 〇 職員の配置基準の特例については、国では、保育の担い手の裾野を広げ、保育士の勤務環境の改善についなげるため、実施をしたところでありますが、道では、保育の質を確保するため、子育て支援員研修等を修了することを要件とすることに加え、対象となる保育所等を待機児童又は潜在的待機児童が発生している市町村に限定するとともに、平成31年度を目途に、その後のあり方を検討することとしました。

保育士の確保対策については、保育士を目指す学生への修学資金や、未就学児を持つ保育士を支援する返還免除型の貸付事業を実施しているほか、潜在保育士の復職を支援する研修会を開催しているところであり、今後は、離職保育士の届出制度を創設するなど、一層積極的に取り組んでまいります。

- 平成29年10月末現在において、策定の必要がある 82病院中、80の病院が策定済みとなっており、残り の2病院については、本年度中に策定する見込みとなっ ています。
- 〇 地域医療構想については、平成37(2025)年にいわゆる「団塊の世代」がすべて75歳以上となる中で、医療のあり方や人口構造の変化に対応し、今後必要となるリハビリテーションや在宅医療の確保など、バランスのとれた医療提供体制を構築することを目指して、21圏域ごとに、2025年における病床の機能区分ごと(高度急性期、急性期、回復期及び慢性期)の必要量を定めるとともに、その実現に向けた施策の方向性を示すものとして昨年12月に策定したところです。
- 現在、各圏域に設置した地域医療構想調整会議において、医療機関や市町村をはじめとする関係者が、医療機関相互の役割分担や連携体制の構築など、構想の実現に

向けた協議を進めているところです。

## 要請項目

## 回 答

### 7. くらしの安全・安心の確保

■ 経済部環境・エネルギー室、総合政策部地域政策課、 保健福祉部地域保健課、

○ 国におきましては、LPガス料金の透明性を図るため、 平成29年2月に液石法省令等を改正(6月施行)し、

- (1) 本年2月に、LPガス料金の透明 化に向けた液石法省令等の改正と 「取引適正化ガイドライン」が制定 されたが、これまで多くの消費者か らLPガス料金の不透明性や取引方 法に対する問題点が指摘されていた ところであり、本ガイドラインの制 定に伴い、道としてあらためて、L Pガス業者が法に基づく販売を行っ ているか否かの実態調査を行い、そ の結果を公表すること。
- 針」(ガイドライン)を策定したところです。 また、平成29年2月から3月にかけてLPガス料金 の公表状況等の調査を実施し、5月に公表したところで

あり、今後も調査していくこととしております。

同時に「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指

道におきましては、平成29年3月に、国において策定しましたガイドラインを、販売事業者へ通知するとともに、平成29年7月には、一般社団法人北海道LPガス協会及び各振興局に、販売事業者に対して、あらゆる機会を通じ、ガイドラインについて広く周知し、立入検査の際に、料金メニューの公表や消費者への説明の履行促進等について指導を行うよう通知したところです。

今後とも、LPガス料金の透明性が図られるよう、引き続き、ガイドラインの周知を行うとともに、立入検査等を通じ、販売業者への指導徹底に努めてまいります。

- (2) 道は、平成 19 年に国が策定した「がん対策推進基本法」に基づき「北海道がん対策推進計画」を策定したが、道内における「がん検診(2016年)」の受診率は、全ての検診(胃・大腸・肺・乳・子宮(頸))で受診率が40%を切っており、政府が目標として掲げている50%には程遠い実態にあることから、あらためて北海道としての見解と今後の取り組み方について質したい。
- 〇 道の「北海道がん対策推進計画」においては、がん検診の受診率を50%以上(肺がん、胃がん、大腸がんは当面40%以上)とすることを目標としていますが、平成28年の国民生活基礎調査における、がん検診の受診率は、胃がんが35.0%、肺がん36.4%、大腸がん34.1%、子宮頸がん33.3%、乳がん31.2%、という状況にあります。
- 道としては、がんの早期発見、早期治療には、がん検診が有効であると考えており、検診受診率の向上は、喫緊の課題と認識しております。
- 受診率が低い要因としては、道が以前実施した調査で

- は、「検診の日程と都合が合わない」、「検診の必要性を感じない」、「検診を受けるのが面倒である」などの回答が多く、がん検診の重要性に関する理解が、十分得られていないことが大きい要因と考えております。
- 道ではこれまで、がん検診の受診促進について、検診の実施主体である市町村や事業所に対し、がん検診と特定健診との同時実施や休日・早朝の実施など、受診者の利便性に配慮した検診体制について助言するとともに、関係団体や企業、マスコミ等とも連携を図りながら、各種イベントの開催や広告媒体の活用による普及啓発をはじめ、「がん対策の推進に関する連携協定」を締結した企業が指名している「がん検診受診促進パートナー」との協力による受診勧奨などに取り組んできました。
- 道では、検診受診率向上に向けた取組をはじめ、実行性のある施策を取りまとめ、次期北海道がん対策推進計画を策定することとしています。

今後も、道民の皆様方のがん検診への理解がより一層 図られるよう努めてまいります。

(3) 経産省(資源エネルギー庁)による と、全国のガソリンスタンド(サービ スステーション: SS)数は、ガソリン需要の減少、後継者難等により減少し続けている。

これに伴い、道内の市町村内のSS数が3カ所以下のSS過疎地市町村は、平成29年3月末時点で62市町村(全国302市町村)となっている。

また、近隣にSSがない地域では、 自家用車や農業機械への給油や移動 手段を持たない高齢者への灯油配送 などに支障を来すおそれがあること など、いわゆる『SS過疎地問題』 は、地域住民の生活環境の維持及び 防災上の観点から、全国的な課題と なっている。SS過疎地においては、 事業採算が困難なケースが多く、S O 道としましては、道内市町村は行政面積が広いことから、市町村レベルだけではなく、最寄りのSSまで15km以上ある集落の状況など地域におけるSSの状況について、きめ細やかな実態把握を行うとともに、ガソリンスタンド等の撤退を受けて、市町村が実施する住民の日常生活の維持に不可欠な施設の整備に要する経費を過疎対策事業債の対象とするよう国へ要望するなど、国の施策の方向性を踏まえながら、地域の方々が将来にわたって安心して暮らしていけるよう市町村が主体的に行う取組を支援してまいります。

Sの維持を石油元売会社や石油製品 販売事業者による企業努力に求める だけでは限界があり、今後さらにS S過疎地が拡大し、多くの地域にお いて石油製品の安定供給に支障が生 じるおそれがあり、ひいては地域の 衰退につながることが懸念される。 ついては、経済産業省においても 「SS過疎地対策協議会」を設け、 該当市町村への支援を取り纏めてい る状況にあることから、道において も、該当市町村の実情を把握の上、 この支援の取り組みについて積極的 に推進すること。